

発議第3号

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

令和5年11月24日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 神谷 嘉栄

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成29年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分165を、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の165を、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。